

規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇一二

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万千円」に改め、同条第三項中「千円」を「千五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。